

さぬき市地域助け合い活動等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活において支援を必要とする者がその住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる環境づくりを進めることを目的として、住民主体の助け合い活動等を実施する団体に対し支援金を支給する地域助け合い活動等支援事業（以下「支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域助け合い活動等」とは、おおむね65歳以上の者（以下「高齢者」という）を対象とする次に掲げるサービスを行う活動をいう。

(1) 生活支援サービス 次に掲げる日常的に必要な生活支援（身体介護を除く。）を提供する活動。ただし、要介護又は要支援の認定を受けた者等日常生活において支援を必要とする者を対象とするものに限る。

ア 部屋の掃除、整理整頓等の支援

イ ごみ出し及びごみの分別作業

ウ 洗濯及び洗濯干しの一連の作業

エ 食事の準備及び後片付け

オ 電球の交換、庭の手入れ等の利用者では困難な日常的な生活支援

カ 生活必需品の買い物の代行

キ その他市長が認める生活援助に係る活動

(2) 通いの場サービス 地域の身近な場所において主に介護予防及び高齢者同士の交流の場を提供する活動で、次のアからオまでに掲げる要件の全てを満たすもの

ア 月1回以上、原則として1回当たり2時間以上の活動を実施すること。

イ おおむね10人以上の高齢者が毎回の活動に参加すること。

ウ 介護予防、レクリエーション等、体を動かして行う介護予防メニューを毎回の活動に取り入れること。

エ 認知症、寝たきり及び孤独になること等を防ぐために高齢者同士の交流を促す内容を含むこと。

オ その他市長が必要と認める要件

(対象団体等)

第3条 地域助け合い活動等支援金（支援事業により市から交付する支援金をいう。以下「活動支援金」という。）の支給の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、地域助け合い活動等を行う団体で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 活動の拠点が本市にあること。
- (2) 地域住民が活動の主体であること。
- (3) 社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会が実施するふれあいサロン事業による助成金の交付を受けていないこと（通いの場サービスを実施する団体に限る）。
なお自治会が開催する場合、ふれあいサロン事業と本事業が重ならないこと。
- (4) 地域助け合い活動等に対して、市から委託料、補助金（間接補助金を含む。）その他の支払を受けていないこと。
- (5) 営利活動を主たる活動目的とする団体でないこと。
- (6) 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動をしていないこと。

（活動支援金の額等）

第4条 活動支援金の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活支援サービス 当該サービスの実施1回当たり100円。ただし、一の対象団体につき1会計年度当たり4万円を上限とし、かつ、同一の利用者に係る活動支援金の額は、1月当たり500円を上限とする。

(2) 通いの場サービス 一の対象団体につき1会計年度当たり、次のアからウまでに掲げる当該年度における実施回数の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 年12回～17回まで	20,000円
イ 年18回～23回まで	30,000円
ウ 年24回以上	40,000円

（対象事業の認定申請等）

第5条 活動支援金の支給を受けようとする対象団体（以下「申請団体」という。）は、当該年度において地域助け合い活動等に着手する前に地域助け合い活動等認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、当該申請団体の行う活動が活動支援金の支給対象となるもの（以下「対象事業」という。）であることの認定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 団体の規約、構成員の名簿その他団体の概要が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、申請団体は、当該年度における地域助け合い活動等に着手した後に前項の規定による申請をし、認定を受けることができる。この場合において、前条の規定による活動支援金の額の算定対象は、当該認定を受けた後に行った生活支援サービス又は通いの場サービスとする。

（対象事業の認定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して、対象事業の認定の可否を決定し、その旨を地域助け合い活動等認定（不認定）通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定に当たり条件を付することができる。

（実績報告及び支給申請）

第7条 前条第1項の規定により対象事業の認定を受けた申請団体は、当該年度の3月31日までに、地域助け合い活動等実績報告書兼支援金支給申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第5号）

(2) 写真その他の事業の実施状況が分かる資料

(3) その他市長が必要と認める書類

（活動支援金の支給の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告及び支給申請があったときは、速やかにその内容を審査して、活動支援金の支給の可否及び活動支援金の額を決定し、その旨を地域助け合い活動等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第6号）により申請団体に通知するものとする。

2 前項の規定により活動支援金の支給決定の通知を受けた申請団体は、市長が定める日までに地域助け合い活動等支援金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により活動支援金の請求があったときは、申請団体が指定する金融機関口座に振り込む方法により、活動支援金を支給するものとする。

（帳簿等）

第9条 活動支援金の支給を受けた申請団体は、事業に係る帳簿等を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。この場合において、市長が必要であると認めたときは、申請団体は、当該帳簿等を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

（活動支援金の返還）

第10条 市長は、申請団体が偽りその他不正の手段により対象事業の認定又は活動支援金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該認定又は支給決定を取り消し、既に活動支援金が支給されているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

さぬき市長 殿

所在地
団体名称
代表者氏名
連絡先

年度地域助け合い活動等認定申請書

さぬき市地域助け合い活動等支援事業実施要綱第5条の規定により 年度
地域助け合い活動等の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請しま
す。

記

認定申請

- (1) 年度事業計画書（様式第2号）
- (2) 団体の規約、構成員の名簿その他団体の概要が分かる書類
- (3) その他

様式第2号（第5条関係）

年度事業計画書（通いの場サービス）

団体名
代表者名

実施月	利用人数（人）	回数	支援内容	備考
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
	延べ利用人数 人			

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

さぬき市長



年度地域助け合い活動等認定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度地域助け合い活動等の認定については、次のとおり決定したので、さぬき市地域助け合い活動等支援事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

1 決定区分 認定 ・ 不認定

2 認定の条件

さぬき市長 殿

所在地
団体名称
代表者氏名
連絡先

年度地域助け合い活動等実績報告書兼支援金支給申請書

年 月 日付け第 号で認定を受けた地域助け合い活動等の実績
について、さぬき市地域助け合い活動等支援事業実施要綱第7条の規定により、次
のとおり関係書類を添えて報告し、地域助け合い活動等支援金の支給を申請します。

記

1 実績報告

- (1) 年度事業報告書（様式第5号）
- (2) 写真その他の事業の実施状況が分かる資料
- (3) その他

2 地域助け合い活動等支援金申請額	金	円
（内訳） 生活支援サービスに係るもの	金	円
通いの場サービスに係るもの	金	円

様式第5号（第7条関係）

年度事業報告書（生活支援サービス）

団体名
代表者名

利用者名 _____

実施月	回数	支援内容
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

※利用者ごとに作成してください。

様式第5号（第7条関係）

年度事業報告書（通いの場サービス）

団体名
代表者名

開催場所 _____

実施月	開催日・利用人数	回数	支援内容
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
	合計回数		

第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

さぬき市長



年度地域助け合い活動等支援金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで実績報告及び支給申請のあった地域助け合い活動等支援金の支給については、次のとおり決定したので、さぬき市地域助け合い活動等支援事業実施要綱第8条の規定により通知します。

記

1 決定区分 支給 ・ 不支給

2 支給決定額		金	_____	円
（内訳） 生活支援サービスに係るもの		金	_____	円
通いの場サービスに係るもの		金	_____	円

3 その他

年 月 日

さぬき市長 殿

所在地
団体名称
代表者氏名
連絡先

印

年度地域助け合い活動等支援金請求書

年 月 日付け第 号により支給決定の通知を受けた地域助け
合い活動等支援金について、次のとおりさぬき市地域助け合い活動等支援事業実施
要綱第8条により請求します。

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先口座

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
金融機関番号: <input type="text"/>	店番号: <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）
をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。